

# 大泉町立北小学校『いじめ防止基本方針』

## 1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1)いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成 25 年 9 月 28 日施行いじめ防止対策推進法より）

### (2)基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (3)いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

### (4)学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び地域の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2. いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1)いじめを許さない学校風土を作る

**ア** 教育活動全体における「ひとへの思いやり教育」を推進する。

○あいさつ・ことばづかいの指導

「あいさつ」「やさしいことばがけ」を通して、人と人とのつながりの大切さや、友達の良さを素直に認め、賞賛したり励ましたりすることのできる「おもいやり」の心を育てる。

○道徳・学級活動における計画的な「いじめ防止指導」の実施

・いじめに特化した授業を学期に 1 回全クラスで実施する。

・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。

- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止し、「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心育てる。
- ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

#### ○児童会主体の「いじめ防止活動」の実施

「いじめ防止活動年間計画」をもとに、あいさつ運動や児童集会を実施し、全校でいじめを許さない雰囲気を作る

### イ 児童一人一人の自己有用感を高めるための指導を実践する。

#### ○「できた」「わかった」という達成感のある学習活動

児童一人一人に基礎・基本の定着を確実に図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもつことができるような学習活動を計画的に実施する。また、主体的に学習へ取り組む意欲を育むために、発問や板書、指導方法等を工夫する。

#### ○人とのかかわり、つながる喜びを味わうための体験的な活動

- ・グループエンカウンター・ソーシャルスキルトレーニング等の実践
- ・交流集会（異学年交流）
- ・学校行事や委員会による活動

目標をもち、仲間と協力して活動を工夫する体験を通して、学級や学校への所属感を高めるため、計画的に学校行事や委員会による活動（運動会、持久走大会、1年生を迎える会、感謝の会、6年生を送る会等）を実施する。

### ウ 保護者・地域・その他の関係者との連携

#### ○定期的な懇談会の実施

学級懇談会や民生委員・児童委員や学校評議員、児童館職員等との懇談会や情報交換を定期的に行い、家庭や地域での児童の様子を把握する。また、日ごろからいじめ等に関する情報を聞き出しやすい関係づくりに努める。

#### ○学校通信により、本校のいじめ対応について知らせる。

### エ 学校評価アンケートの活用

#### ○保護者・児童へのアンケートをもとに、課題を分析し、解決に向けて対応策を検討する。

○いじめを隠匿せず、いじめの実態把握及びいじめに対する処置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

## **オ** 全職員へのいじめ防止に関するチェックリストの実施(前・後期)

教職員として、学校のいじめへの対応について定期的に見つめなおし、見直しをもって進められるようにしている。結果を分析し、課題は生徒指導委員会の中で対応策を検討し、全職員で共有する。

## (2)いじめの早期発見を図るための処置

### **ア** 日々の観察

- 教職員が児童とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。

### **イ** 連絡帳や日記等の活用

- 連絡帳や日記（生活振り返り欄）等の活用によって、担任と児童・保護者が日ごろから連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

### **ウ** 学校生活アンケート(月1回実施)とチャンス相談

- いじめを早期に発見するために、児童に対して定期的なアンケートを実施する。結果を受けて、子どもたちの話を聞き、問題の解決に取り組むチャンス相談を実施する。
- 学校生活アンケート実施後1週間を教育相談週間とする。

### **エ** スクールカウンセラー・通級指導教室の先生方からの情報交換

- 児童及び保護者に対して、スクールカウンセラーに相談できるということを周知し、希望があればスクールカウンセラーとの相談を迅速に設定する。休み時間には相談室を開放し、自由に来室できる環境を作る。
- 入り込み指導や通級指導を行っている先生との情報交換を密にし、指導の経過や変化の様子を相談しながら今後の指導の方向を決める。

### **オ** 生徒指導委員会・職員会議での情報の共有化

- 各学年の様子を報告し、課題に対して対応策を検討する。部会後は各学年の生徒指導担当の教員に報告し、共通理解を図る。職員会議では、生徒指導委員会での内容以外で報告すべき事項があれば全体で共有する。
- 生徒指導委員会の内容や生徒指導の記録をファイルで整理し、全職員が閲覧できるようにする。

### (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、情報モラルに関する研修会等を行う。また、学年に応じた情報教育に関する指導を計画的に実施する。

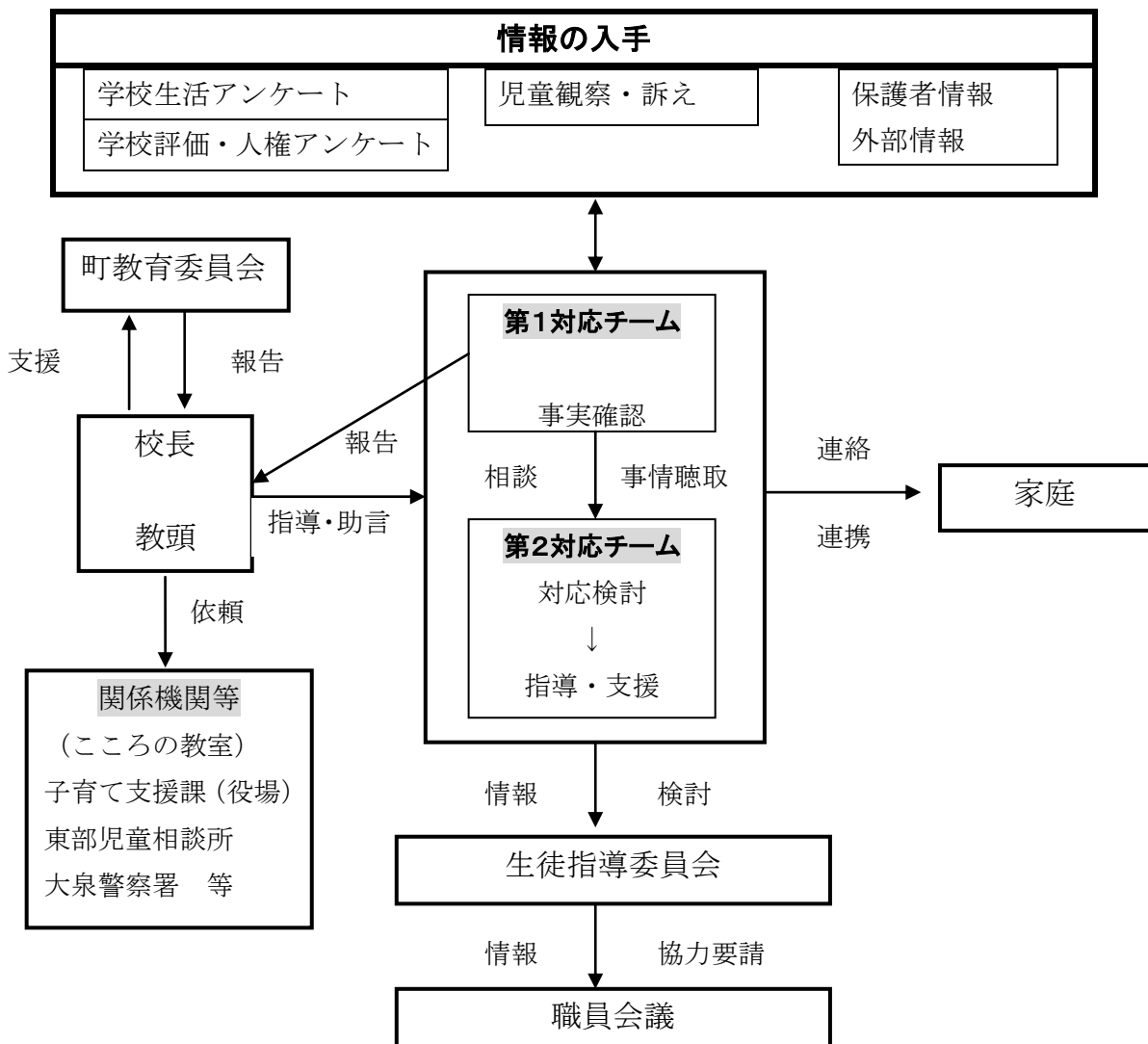
### (4) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 3. 校内態勢

### (1) 組織図



## (2)組織

### ア 学年部会

いじめの情報が得られた時点で、学年で事実確認・実態解明を行う。管理職に事実関係を報告し、対応について指導助言を得る。生徒指導部会・職員会議で状況報告・協力依頼を行う。

### イ 生徒指導委員会

通常の生徒指導情報交換の観点として「いじめ」を設け、各学年より報告し合う。いじめ情報があった場合には、経緯・対応状況を確認し、今後の対応について協議する。委員は各学年への連絡・報告を漏らさず行う。

### ウ 職員会議

- ・生徒指導主任が、生徒指導委員会の情報交換・協議内容を報告し、情報の共有化の徹底を図る。
- ・いじめ対応への協力態勢について協議し、全職員による協力態勢を構築する。

## (3)いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止委員会」（生徒指導部）を設置する。

### ア 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導部職員 養護教諭、スクールカウンセラー

### イ 活動内容

- いじめの早期発見に関すること。
- いじめ防止に関すること。
- いじめ事案に対する対応に関すること。
- いじめが心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

### ウ 開催

月1回を定例会（生徒指導部会）とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。